

# 株式会社津松菱に対する支援決定について

平成15年10月24日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称  
株式会社津松菱
2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称  
株式会社百五銀行
3. 事業再生計画の概要： 別紙
4. 主務大臣の意見  
意見なし
5. 事業所管大臣の意見  
意見なし
6. 買取申込み等期間： 平成15年10月24日から  
平成15年11月27日まで(機構必着)
7. 一時停止要請  
法第24条第1項に基づき、関係金融機関等に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。
8. 一般の債権の取扱い  
対象事業者に対する支援決定にあたっては、関係金融機関等が対象事業者に対して有する債権につき金融支援の要請が行われるに過ぎず、その他一般の債権については、何ら影響はありません。

## 9. 支援決定についての機構の考え方

対象事業者の窮境原因として、一貫性ある戦略の裏付けのないまま漫然と行った過大な増床投資による過剰債務や、商品戦略の失敗による顧客離れが挙げられます。

個人消費が増勢基調に転ずることは期待できないものの、対象事業者の店舗を適正な売り場面積・売り場構成とするためリニューアルし、固定費を中心とした経費をカットすることによって、十分に収益性の改善が可能と考えられます。女性客をターゲットとした新たな商品戦略等によって集客力の改善も期待でき、以上を総合すると、対象事業者の再建の可能性は高いものと判断されます。

また、対象事業者は津市においては唯一の百貨店業態で、地元商店街のアンカー的存在となっており、対象事業者の再建は地域経済にとっても非常に意味あるものと考えます。

### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437